

「指定特定相談支援事業」

「指定障害児相談支援事業」

重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条の規定、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定並びに「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定に基づき、本事業所の概要や提供するサービス内容、契約上のご注意いただきたいことを説明するものです。

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域	1
4. 営業時間	1
5. 職員体制	2
6. 事業の主たる対象者	2
7. 当事業所が提供する相談支援事業	2
8. 利用料等に関する事項	2
9. 虐待防止のための措置に関する事項	3
10. その他運営に関する事項	3
11. 苦情に対する対応	3

社会福祉法人 御浜町社会福祉協議会

御浜町指定障害者相談支援事業所

（令和7年4月以降版）

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 御浜町社会福祉協議会
(2) 法人所在地 三重県南牟婁郡御浜町下市木 2040 番地
(3) 電話番号 05979-2-3813
(4) 代表者氏名 会長 筒井 道夫
(5) 設立年月 昭和 60 年 6 月 8 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類
指定特定相談支援事業 (平成 25 年 6 月 1 日 御浜町指定第 2433110091 号)
指定障害児相談支援事業 (平成 25 年 6 月 1 日 御浜町指定第 2473100036 号)
(2) 事業の目的 指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の事業の、契約者の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った、適切かつ円滑な指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の提供を確保することを目的とする
(3) 事業所の名称 御浜町指定障害者相談支援事業所
(4) 事業所の所在地 三重県南牟婁郡御浜町下市木 2040 番地
(5) 電話番号 05979-2-3813
(6) 事業所長 (管理者) 喜田 さつき
(7) 開設年月 平成 25 年 6 月 1 日

3. 事業実施地域

- (1) 通常の事業の実施地域
御浜町

4. 営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日 (ただし、天災・その他やむを得ず業務を遂行できない日、及び、12月30日から1月3日までを除く)
営 業 時 間	月曜日～金曜日 8時30分～ 17時30分
サービス提供時間	月曜日～金曜日 8時30分～ 17時30分

5. 職員体制

職 名	人 数 (勤務形態)	職務の内容・備考
管 理 者	1 名 常勤・兼務	従業者の管理、指定計画相談支援の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該従業者に、この規程及び関係法令等の規定を順守させるために必要な指揮命令を行う。
相談支援専門員	1 名 非常勤・専従	生活全般に関する相談、サービス等利用計画の作成に関する業務を行う。 当会業務との兼務（当会へは常勤勤務）。

6. 事業の主たる対象者

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 障害児
- (4) 精神障害者

7. 当事業所が提供する相談支援事業

- (1) サービス利用計画の作成

利用者本人や保護者の来所による面接または訪問を行い、心身の状況や生活環境を理解し、把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等に係る福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供されるように配慮したサービス計画を作成します。

- (2) 便宜の供与

- ・利用者及びその家族等とサービス利用計画に記載の通り各事業のサービスが提供されているか、モニタリングとして経過について確認し、把握します。
- ・各事業のサービス利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。

- (3) 各事業のサービス事業計画の変更

各利用者がサービス計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス計画を変更します。

- (4) その他

(1) から (3) までに付帯するその他必要な支援を行います。

8. 利用料等に関する事項

- (1) 利用料金については、厚生労働省が定めた基準により受領することとします。これに関しては、事業者が市町村から直接受領するため、利用者の自己負担分はありません。
- (2) 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して相談支援を行う場合は、それに要した交通費として、その実費を徴収します。
- (3) 上記の費用の支払いを受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をうけることにします。

- (4) 上記費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる受領証（(2)については領収証）を、当該費用を支払った利用者等に交付するものとします。

9. 虐待防止のための措置に関する事項

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行なうとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

10. その他運営に関する重要事項

- (1) 事業者は、適切な相談支援を提供できるよう相談支援専門員の勤務の体制を定めておくものとします。
- (2) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (4) 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備します。
- (5) 事業所は、利用者に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支援を提供した日より5年間保存します。
- (6) 利用者及びその家族の個人情報については、事業所が定める「個人情報保護規程」に基づき取り扱います。

11. 苦情に対する対応

ア) 事業所・サービスについての相談・苦情等の窓口

当事業所に対する相談・苦情等又はサービス利用計画に基づいて提供している福祉サービスに関する相談については、次の担当者が承り適切に対応させていただきます。

苦情受付担当者	仲 庸仁	相談支援専門員
苦情解決責任者	喜田さつき	管理者
第三者委員	城 内 利 夫 山 本 美 代	

イ) 行政機関その他の苦情受付機関

関連行政機関窓口にご相談・苦情を伝えることができます。

御浜町役場 健康福祉課 障害福祉サービス担当係	所在地 三重県南牟婁郡御浜町阿田和 6120 番地-1 電話番号 05979-3-0515 受付時間 8:30～17:15（平日）
三重県福祉サービス運営 適正委員会	所在地 三重県津市桜橋2丁目96番地 電話番号 059-224-8111 受付時間 9:00～17:00（平日）

御浜町指定障害者相談支援事業所が提供する指定特定相談支援又は指定障害児相談支援事業に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者氏名 :